

第3期海洋基本計画における海洋保護区の位置づけについて

2018年5月に第3期海洋基本計画が閣議決定されたところである。同計画「第2部3.(1)ア. 生物多様性の確保等の推進」に海洋保護区の設定・管理に関する施策が示されており、沖合域における海洋保護区の設定についても位置付けられている。

第3期海洋基本計画（抜粋）

第1部2-2. 海洋の主要施策の基本的な方針

(2) 海洋環境の維持保全

ア SDGs等国際枠組を活かした海洋環境保全

かけがえのない海洋環境を保全していくため、SDGs等を始めとする様々な国際枠組の下で、適切な海洋保護区の設定、脆弱な生態系の保全、海洋汚染の防止、海洋ごみ対策、気候変動への対応等を推進していく。その際には、予防的アプローチの考え方も取り入れ、科学的な知見に基づく海洋の持続可能な開発・利用と保全を基本とする我が国の考え方を適切に反映させつつ、海洋環境保全に積極的に貢献していく。

第2部3. 海洋環境の維持・保全

(1) 海洋環境の保全等

ア. 生物多様性の確保等の推進

○SDGs、生物多様性条約（CBD）等の国際約束、国連持続可能な開発会議（RIO+20）成果文書等を適切に実施するため、「生物多様性国家戦略 2012-2020」等に従い、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組を実施する。（外務省、環境省）

① 海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進

○「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成28年4月環境省公表）を踏まえ、海域の生態系の特性や社会的・経済的・文化的要因を考慮し、また、気候変動の影響への適応策としての重要性も念頭に置き、関係省庁が連携し、2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することを目的として、「海洋生物多様性保全戦略」（平成23年3月環境省策定）も踏まえ、海洋保護区の設定を推進する。（農林水産省、環境省）

○これまで設定が進んでいない沖合について、今後の海洋の産業による開発・利用という面も考慮しつつ、具体的な設定のあり方について検討を行い、その結果を10%の目標達成に活かして、海洋保護区の設定に関係省庁が連携して取り組む。（農林水産省、環境省）

○海洋保護区の設定を推進するとともに、保護区における海洋生態系の保全に資する管理の質的充実重点を置いて取り組むこととし、管理の実効性や効果に関する検証を踏まえた順応的管理を推進する。（農林水産省、環境省）

○海洋保護区は漁業資源の持続的利用に資する管理措置の一つであり、漁業者の自主的な管理によって、生物多様性を保存しながら、資源を持続的に利用していくような海域も効果的な保護区となり得るといふ基本認識の下、漁業者等への海洋保護区の必要性の浸透を図りつつ、海洋保護区の適切な設定と管理の充実を推進する。（農林水産省）